

淡路町判例研究会
平成22年(行ケ)第10162号
審決取消訴訟

モルテン+アディダスvsモルテックス(台湾)

2014年01月24日(土)13時30分~17時

千代田区神田公園区民館5F洋室B

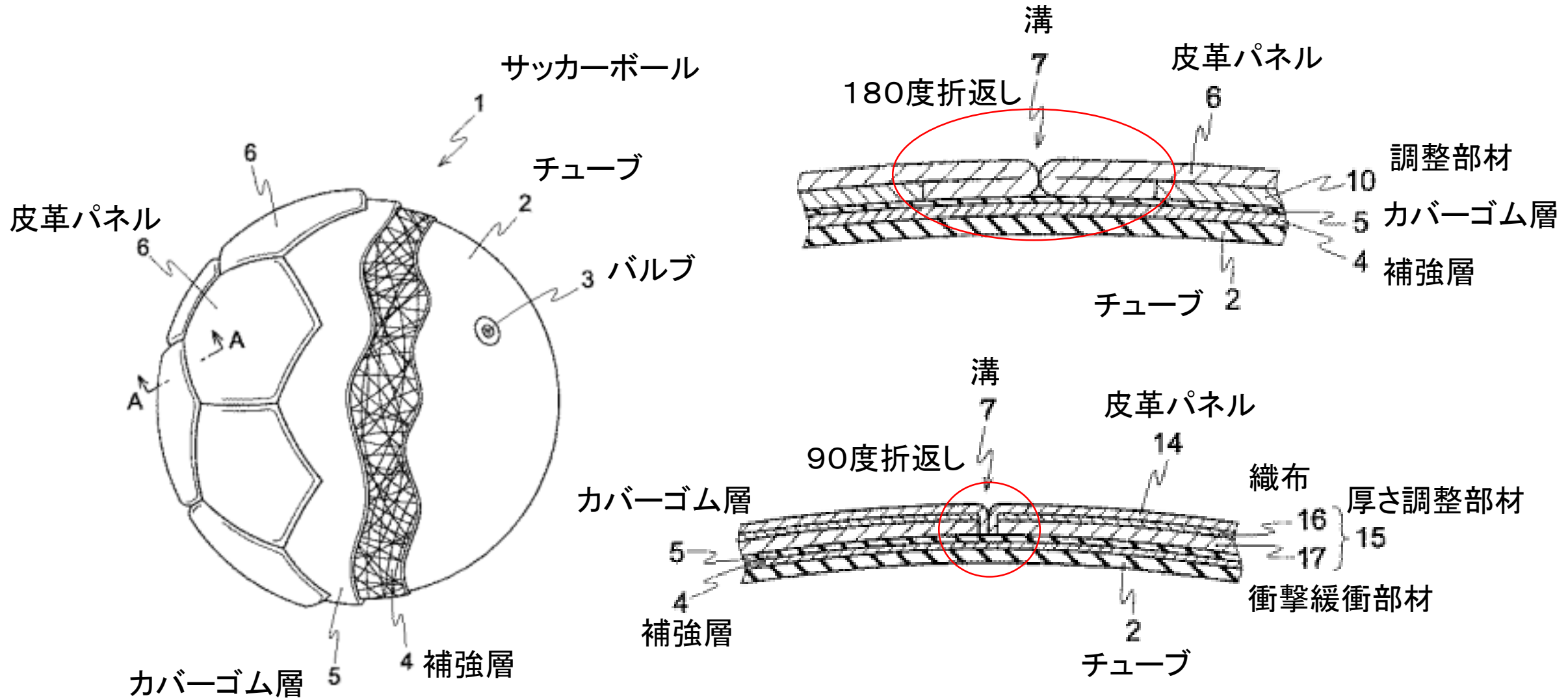
担当 本谷孝夫

対象特許

補正部分を赤字にて表示

	WO1999/061114	特許第4155708号
A	圧搾空気が封入された球形中空体の弾性チューブ、	圧搾空気が封入された球形中空体の弾性チューブと、
B	該チューブ表面全面に形成された補強層、	該チューブ表面全面に形成された補強層と、
C	該補強層上に直接またはカバーゴム層を介して接着された複数枚の皮革パネルによりなる	該補強層上に直接またはカバーゴム層を介して接着された複数枚の皮革パネルとを備えた
D	球技用ボールにおいて	球技用ボールにおいて、
E	前記皮革パネルは、その周縁部が内側へ折り込まれるとともに、	前記皮革パネルは、その周縁部が前記弾性チューブ側に折り曲げられる折り曲げ部を有し、
F	前記皮革パネルの折り込まれた部分にて囲まれた皮革パネルの裏面に、厚さを調整する厚さ調整部材が接着せしめられてなる	前記皮革パネルの折り曲げ部にて囲まれた前記皮革パネルの裏面に、厚さを調整する厚さ調整部材が接着せしめられ、
G		前記皮革パネルの折り曲げ部に設けられる接合部において、隣接する皮革パネルと接着されてなる
H	球技用ボール。	球技用貼りボール。

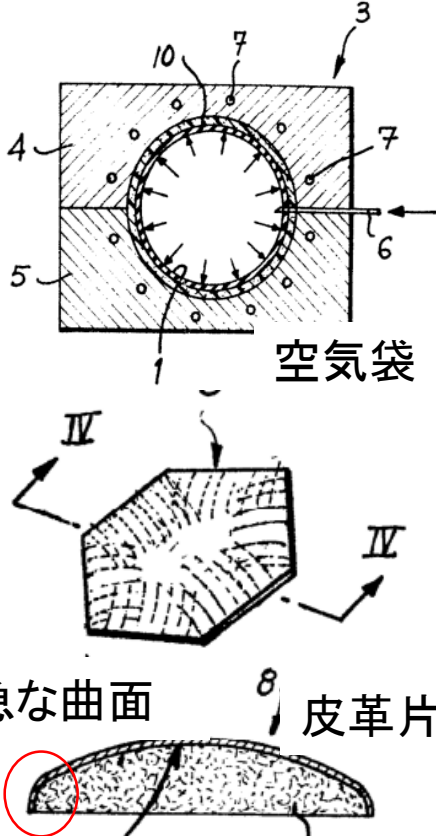
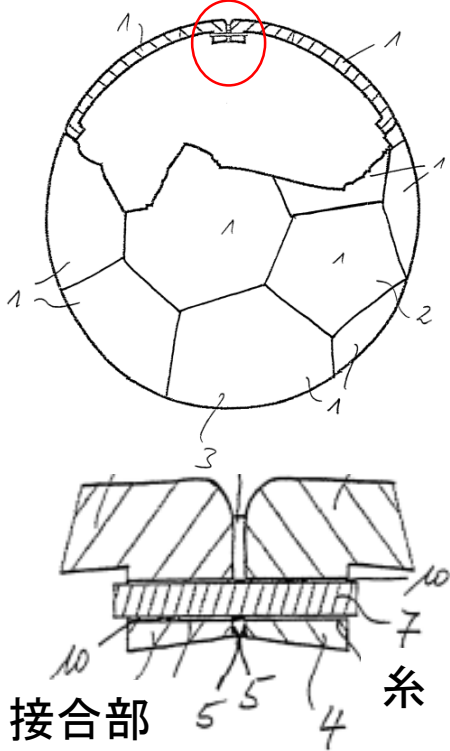
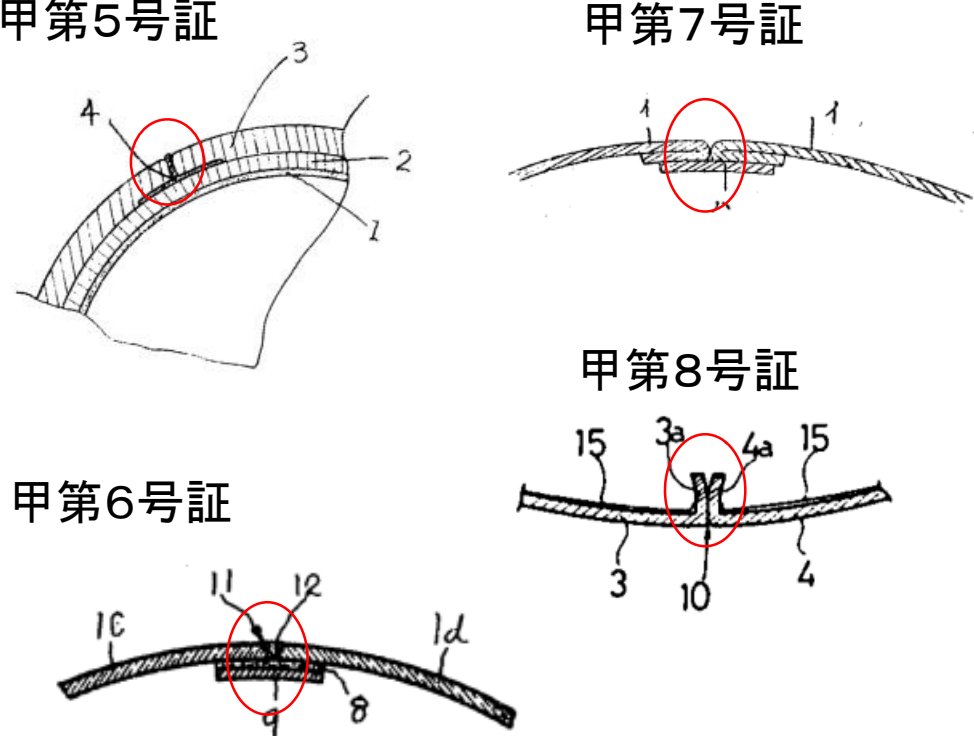
対象特許の技術



無効審判2009－800025の概要

請求項	独立・従属	無効申立	無効理由	条文
1	独立	無効理由1	甲3＋甲4＋周知技術甲5～8	第29条第2項
2	1に従属	無効理由2	甲3＋甲4＋甲7	
3	1に従属	無効理由3	甲3＋甲4＋甲9	
4	2に従属	無効理由4	甲3＋甲4＋甲6＋甲7	
5	1～4に従属	申立せず		
6	1～4に従属	無効理由5	甲3＋甲4＋甲10	
7	1～4に従属	無効理由6	甲3＋甲4＋甲11	
8	6～7に従属	無効理由7	甲3＋甲4＋甲10＋甲11	
9	1～8に従属	無効理由8	甲3＋甲4＋甲11	
10	9に従属	申立せず		

主要甲各号証(請求項1 関連)

甲第3号証	甲第4号証(周知)	甲第5・6・7・8号証(周知技術)
 <p>空気袋</p> <p>急な曲面</p> <p>皮革片</p> <p>柔軟で弾性有する材料</p>	 <p>接合部</p> <p>折り曲げ部</p> <p>縫いボール</p>	 <p>甲第5号証</p> <p>甲第7号証</p> <p>甲第8号証</p> <p>甲第6号証</p> <p>何れも隣接部接着</p>

審決の内容

特許無効審決

	特許第4155708号	無効理由	審決
A	圧搾空気が封入された球形中空体の弾性チューブと、	膨張可能な空気袋	
B	該チューブ表面全面に形成された補強層と、	被覆材	
C	該補強層上に直接またはカバーゴム層を介して接着された複数枚の皮革パネルとを備えた	複数の皮革片	
D	球技用ボールにおいて、	球技用ボール	
E	前記皮革パネルは、その周縁部が前記弾性チューブ側に折り曲げられる折り曲げ部を有し、	皮革パネルの急な曲面領域から周辺端部に至る領域が「曲げ部」。折り曲げ部有する縫いボールは周知技術。 <i>曲げ部は折り曲げ部ではない。</i>	縫いボールにおいて周知の折り曲げ部を引用発明における皮革パネルの周縁部に適用し、折り曲げ部を形成することは当業者容易想到。
F	前記皮革パネルの折り曲げ部にて囲まれた前記皮革パネルの裏面に、厚さを調整する厚さ調整部材が接着せしめられ、	皮革パネルの裏面に柔軟で弾性を有する材料が接着	
G	前記皮革パネルの折り曲げ部に設けられる接合部において、隣接する皮革パネルと接着されてなる	皮革パネルの隣接皮革片同士を接着することは周知技術。 <i>皮革パネルは接合部において隣接する皮革パネルと接着されていない。</i>	隣接するパネルの周縁部どうしを接着することは周知技術に基づいて当業者容易想到
H	球技用貼りボール。	非貼りボール	

判決

	特許第4155708号	審決	原告	知財高裁判決
A	圧搾空気が封入された球形中空体の弾性チューブと、	膨張可能な空気袋	取消理由1 認定の誤り 曲げ部≠折り曲げ部 曲げ部に接合部≠裾部 取消理由2 縫いボールは必然的に折り曲げ部形成される、貼りボールは折り曲げる必然性無く、組み合わせに阻害要因がある。浮き出し部形成にはお椀形状が有利であり、急曲面を有する皮革パネルは低いので、動機付けにならない。 取消理由3 甲5は周縁部のみ接着、甲3は裏面全体接着であり、組み合わせ想不到できない。 取消理由4 甲3には縫いボールと同様の「幅が小さく」「深い溝」を形成する目的が無いので同一の効果有しない。 幅が小さく、かつ、深い溝を貼りボールにおいて、工業的に大量生産できる効果。	取消理由1 ⇒理由あり 認定に誤り無し 接合部は面接触≠裾部は線接触⇒認定誤り 取消理由2 ⇒ 甲3は貼りボールに縫いボールの特徴取り入れる点で共通するが、本願は飛距離、甲3は外観の相違あり。 甲3において折り曲げた場合、内側部は平坦になるので(甲3の目的達成できないから)組み合わせに阻害要因あり。 折り曲げ部とは、中央部の面と周縁部の面とが区別される程度に急角度で曲がっている。 甲4の折り曲げは縫うことによって必然的に発生。貼りボールに適用する理由無し(動機付けなし)。 皮革パネル同士を接着することが周知であったとしても、折り曲げ部を形成して該部分において接着することは容易でない。
B	該チューブ表面全面に形成された補強層と、	被覆材		
C	該補強層上に直接またはカバーゴム層を介して接着された複数枚の皮革パネルとを備えた	複数の皮革片		
D	球技用ボールにおいて、	球技用ボール		
E	前記皮革パネルは、その周縁部が前記弾性チューブ側に折り曲げられる折り曲げ部を有し、	折り曲げ部とは、中央部の面と周縁部の面とが区別される程度に急角度で曲がっている。折り曲げは縫うことによって必然的に発生。貼りボールに適用する理由無し。		
F	前記皮革パネルの折り曲げ部にて囲まれた前記皮革パネルの裏面に、厚さを調整する厚さ調整部材が接着せしめられ、	柔軟で弾性を有する材料		
G	前記皮革パネルの折り曲げ部に設けられる接合部において、隣接する皮革パネルと接着されてなる	皮革パネル同士を接着することが周知であったとしても、折り曲げ部を形成して該部分において接着することは容易でない。		
H	球技用貼りボール。	非貼りボール		

まとめ

- 語句の解釈は、広辞苑等の辞書・解説書
- 同一構成であったとしても、目的の同一性、組み合わせの動機付け、示唆等の関連づけ根拠が無ければ、進歩性は否定されない。
- 弁理士として、甲各号証に基づく無効審判請求を積極的に推奨すべきか？
- 本件は、請求人が無理を承知で審判請求をしたように思われる。
- 黒田先生のコメントなし なぜ取り上げたのか？ 進歩性に関する知財高裁判決だから？